

2007年2月13日

内閣府食品安全委員会事務局評価課内

「牛乳 PET に係る食品健康影響評価に関する審議結果」意見募集担当 御中

「乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正に係る食品健康影響評価（ポリエチレンテレフタレート¹の追加）に関する審議結果（案）」について

日本生活協同組合連合会 安全政策推進室

室長 鬼武 一夫

〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8

電話 03-5778-8109

今回、貴委員会が公表された「器具・容器包装評価書 乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正（ポリエチレンテレフタレート¹の追加）について（案）」（以下評価書案）に関して、ポリエチレンテレフタレート（以下 PET）製器具・容器包装の安全性を一層保証するために以下の意見を提出いたします。

なお牛乳に PET 容器を使用する場合、食中毒防止の観点から、消費者に対し、微生物リスクについての十分な情報提供と、製品取り扱いに際しての適切な注意喚起を行う必要があることを付言いたします。

（意見－１）規格のある物質や試験項目以外についてもリスク評価を行う必要があると考えます。

（理由）

今回の評価は、主として現行の規格基準項目、すなわち重金属（カドミウム、鉛）、過マンガン酸カリウム消費量、蒸発残留物、アンチモン、ゲルマニウム、二酸化チタンに関して行なわれています。最近の研究では、PET容器からは、環状オリゴマー、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド等の物質が溶出し、内容物に移行することが報告されています¹⁾²⁾。アセトアルデヒドやホルムアルデヒドは食品中に天然由来でも存在し、PET容器からの溶出が直ちに人の健康に影響するものではないと考えますが、リスク評価に当たってはこのような物質についても幅広く試験結果や資料を収集した上で評価し、その結果を評価書に記載しておくことが必要と考えます。

（意見－２）必要な場合には、PET 容器の規格基準の見直しを行う必要があると考えます。

（理由）

上述の通り、PET 容器の成形工程ではアセトアルデヒドやホルムアルデヒドが生成することが知られており、その生成を抑制するために、多くの国内の容器製造者は原料 PET 樹脂の厳密な水分等の管理を行っている旨聞いております。しかしながら、海外の状況は不明です。海外からの食品および容器包装の輸入増加が見込まれることから、必要な場合には規格基準を見直すことも必要かと考えます。

規格基準の策定はリスク管理機関である厚生労働省の役割と思いますが、貴委員会でも自らリスク評価を行うなどして、PET 容器の一層の安全性の保証を目指すべきであると考えます。

(その他) パブリックコメントを求める際の運用について

意見募集の開始までに専門調査会の議事録を公表すべきです。

(理由)

今回意見募集されている事項については、2006年12月19日の第8回器具・容器包装専門調査会で審議されたものです。この専門調査会の議事録が、貴委員会のウェブサイト上で、意見募集が開始された2007年1月18日時点では準備中となっており、2007年2月7日に公表されています。

審議は公開されているとは言え、全ての関係者が傍聴できるわけではありません。少なくとも意見募集の開始までには議事録を公開し、どのような審議が行われたのか国民が知ることができるようにすべきであると考えます。

参考文献

- 1) 河村葉子, 馬場二夫. 食品安全性セミナー7 器具・容器包装. 中央法規出版:87-92. (2002)
- 2) Mutsuga M et al. Migration of formaldehyde and acetaldehyde into mineral water in polyethylene terephthalate (PET) bottles. Food Additives and Contaminants 23:212-218. (2006)

以上